主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告人の上告理由について。

所論指摘の点についての原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らして首 肯することができ、その判断の過程に所論の違法はなく、また、所論のうち表見代 理をいう部分は、原審において上告人の主張しなかつた事実に基づく見解を述べる ものであるばかりでなく、公正証書の作成については表見代理の法理の適用はない のであるから(最高裁昭和三〇年(オ)第二三〇号同三二年六月六日第一小法廷判 決・民集一一巻一一七七頁)、右所論は結局理由がなく、所論引用の判例は、いず れも一般の場合における表見代理に関するもので、右に示した判断とは関連がない。 なお、憲法一四条違背に関する所論はその実質においては、原審の事実認定を非難 するか、または前記表見代理についての見解をいうものにすぎない。論旨はいずれ も採用することができない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	坂	本	吉	勝
裁判官	田	中	=	郎
裁判官	関	根	/]\	郷
裁判官	天	野	武	_